

# 行政常任委員会会議録

平成 29 年 6 月 2 日（金曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委員会室

---

## ◎日程

### 1 消防本部

- (1) 財産の取得について
- (2) 札幌市消防局との交流事業について

### 2 教育委員会

- (1) 夕張市石炭博物館の大規模改修について
- (2) 結婚新生活支援事業について
- (3) 地域おこし協力隊員の採用について
- (4) 通学バスに係る定期券の取り扱いについて

### 3 まちづくり企画室

- (1) 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

### 4 建設農林課

- (1) 市道路線の変更等について
- (2) 財産の取得について
- (3) 専決処分について
- (4) 第 23 期農業委員会農業委員について

### 5 上下水道課

- (1) 上水道配水管漏水事故について

### 6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 夕張市霊柩自動車の廃止について

### 7 総務課

- (1) 夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- (2) 専決処分について
- (3) 「高校生夕張キャンプ 2017」について

### 8 財務課

- (1) 財政再生計画 6 月変更について
  - (2) 6 月補正予算について
  - (3) 平成 28 年度全会計決算見込みについて
-

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君  
高 間 澄 子 君  
本 田 靖 人 君  
小 林 尚 文 君  
今 川 和 哉 君  
熊 谷 桂 子 君  
君 島 孝 夫 君  
千 葉 勝 君

---

◎欠席委員（0名）

---

**【委員長挨拶】**

（大山委員長）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして皆様にご覧がございませう。

携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、消防長、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、まちづくり企画室、一括して建設農林課及び上下水道課、市民課、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思ひますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

**【消防本部】**

1. 財産の所得について
2. 札幌市消防局との交流事業について

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防本部消防次長)

消防本部から2件報告いたします。

まず初めに財産の取得についてご報告いたします。資料1の1をごらんください。

取得しようとしている財産は消防ポンプ自動車CD-I型、1台です。

予定価格2,255万6,340円に対しまして、仮契約額は2,214万円となっております。

この財産は地方自治法第96条第1項8号及び、夕張市財産条例第2条の規定に基づき、消防ポンプ自動車CD-I型を取得するため、議会の議決が必要な財産であります。

続きまして、資料1の2をごらんください。

取得しようとしている財産は高規格救急自動車1台です。

予定価格2,626万4,196円に対しまして、仮契約額は2,474万46円となっております。

この財産は地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定に基づき、高規格救急車を取得するため、議会の議決が必要な財産であります。

この件についての報告は以上です。

次に報告事項2点目、札幌市消防局との交流事業について報告いたします。

資料2をごらんください。

札幌市消防局受託研修について。

1、この研修の趣旨についてであります。財政再建団体に移行後、経験豊富な職員の一斉退職により、現場で得た経験を若手職員に伝える機会が不足したことにより、業務遂行能力の低下を危惧したことから、これまで東京消防庁との交流など、現場対応能力の強化に取り組んできたところでありますが、社会の高度化が一層進む中で災害は多種多様化しており、その対応は難易度を増している状況にあります。

このようなことから、このたび、全国でもトップレベルの知識・技術・資機材を兼ね備えた札幌市消防局において、本市職員が現場に即した下記の受託研修を受講することにより、さらなる職員全体のレベルアップを図るものであります。

2、研修場所につきましては、札幌市消防局中央消防署及び、救急ワークステーションとなっております。

3、研修科目につきましては、(1)一つ目として、火災調査実務研修。平

成 29 年 7 月 10 日から 7 月 14 日まで。

内容は札幌市消防局の火災調査隊に同行し、火災の原因を究明する調査技  
量・知識向上を目指す研修です。

対象者は予防課担当職員 1 名です。

(2) 二つ目ですが、査察実務研修。平成 29 年 7 月 24 日から 7 月 28 日ま  
で。

内容は、消防法改正以降、立入検査に関する権限が強化されたことにより、  
不適正な管理を行っている建築物の所有者に対して、違反処理を迅速かつ的  
確に行うことができる職員を養成する研修です。対象者は予防課担当職員 1  
名です。

(3) 救急実務研修。平成 29 年 8 月 21 日から 8 月 25 日まで。

内容は救急ワークステーションの救急隊に同行し、実際の救急活動を体験  
することにより、安全確実な救急活動を実践するための技術・知識向上を目  
指す研修です。対象者は警防課主査以上の職員(救急救命士以外の職員)1 名で  
す。

(4) 指揮隊実務研修。平成 29 年 8 月 22 日から 8 月 28 日まで。

内容は災害現場において現場を統括管理する能力の向上を目指す研修です。  
対象者は警防課主幹職以上の職員 1 名です。

消防本部からの報告は以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

高規格救急自動車について伺います。

今、救急車 2 台で稼働していると思うのですが、さらに 1 台ふやす  
ということなのか、それとも入れかえなのか、高規格というところで、今ま  
での救急車と違いがあるのか、その辺お願いいたします。

(消防署長)

救急車につきましては、現在 2 台運用しておりますが、更新であります。  
資機材につきましては救急隊員のほうが行う人たちのための資機材。  
それから救急救命士が行う高度救命資機材等で変更等はございません。

以上です。

(熊谷委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

札幌市との受託研修の件なのですけれども、多分新たな事業だと思うのですけれども、これに伴う予算措置等について現行の予算でできるか。例えば、旅費等がかかると思うのですけれども、それらの部分についてはどのようになっているのか。

(消防本部消防次長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えいたします。

この研修が昨年度から札幌市と進めてきたのですが、昨年の段階で内々にオーケーはいただいていたのですけれども、その研修の内容というのが、具体的に決まっていなかったので、旅費の当初の予算要求というのができない状況で今年を迎えております。

札幌市消防局からも今年度の行事なので、今年度に入ってから話し合いをしましょうということで進めてきていましたので、予算要求は当初していませんでした。財政との協議をしてきたのですけれども、この事業が確定した段階で補正により予算をつけましょうということで進めていたのですが、消防本部で、育児休暇を取っている職員のかわりに臨時職員を今採用しているのですが、今年いっぱい採用予定ということで、賃金予算措置をしていたものなのですけれども、臨時職員の自己都合によりまして、7月いっぱい退職されることとなりましたので、その賃金が執行残として残ることが確定したものですから、それを流用し予算に充てたいということです。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(厚谷議長)

資料2の関係ですが、今次長のほうからもご説明をいただいたところなのですけれども、一つ確認したいことは、これは札幌市消防局側からの提案だったのか、夕張市からだったのかということが一つと、それから平成29年度に限ってのことなのか、あるいは将来的にも状況の変化はあると思うのですが、継続していきたいというご意向のもとで進められるのかと、この2点なのですが。

(消防本部消防次長)

ただいまの議長の質問にお答えいたします。

まず、札幌からの要請なのかということなのですけれども、これは、昨年、

札幌の秋元市長と夕張市長が、夕張市と札幌市の間で交流をしましょうということを庁議で報告ありまして、それを受けまして、夕張市消防本部、うちの方から札幌市消防局に「こういった研修ができないでしょうか」という相談をしたところ、快く受諾していただいたということです。

もう 1 点が、今後も続くかということなのですが、これが、札幌市と来年以降も続けられるのかということはまだ話をしていません。札幌市としては今年度限りの研修にしたいという考え方であるということは伺いました。でも夕張市としては来年度以降も継続してやりたいというお願いをしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

#### 【教育委員会】

1. 夕張市石炭博物館の大規模改修について
2. 結婚新生活支援事業について
3. 地域おこし協力隊員の採用について
4. 通学バスに係る定期券の取り扱いについて

(大山委員長)

それでは、続きまして、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

教育委員会のほうから、4 点ご説明をさせていただきます。

堀主幹より、この後説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(主幹)

それでは私のほうから説明させていただきます。

(1) 夕張市の石炭博物館の大規模改修についてご報告いたします。

1 ページ資料 1 をごらんください。

本年度出資する夕張市石炭博物館の大規模改修にかかわる工事予定についてご報告いたします。

予算総額は 4 億 9,490 万 9,000 円で、入札日は全工事同日で 6 月 2 日。

工期は平成 30 年 3 月 23 日までを予定しております。

工事は内容により全部で五つにわけて実施いたします。

最上段の建築主体工事は予定価格が 1 億 5,000 万を超える予定でございますので、6 月議会に上程する予定でございます。

その他、4 つの工事概要については記載のとおりでございますので、ご確認願います。

次に（2）結婚新生活支援事業についてご説明いたします。

2 ページ資料 2 をごらんください。

経済的な理由により結婚に踏み出せない方を対象に、結婚に伴う新生活を開始するために係る経費を支援するものであります。

具体的には新規に婚姻した世帯の住宅の賃貸借、家賃に対する支援、また、それに伴う引っ越しにかかる経費を支援するものであります。

対象は夫婦の合計所得が 340 万円未満で、補助限度額が家賃、引っ越しの経費を合計で 24 万円となっております。

事業期間は平成 29 年 7 月 3 日から平成 30 年 3 月 31 日までの予定となっております。

次に（3）地域おこし協力隊員の採用についてご報告いたします。

3 ページ資料 3 をごらんください。

NPO 夕張市体育協会支援として、地域おこし協力隊員 2 名を募集しておりましたが、このたび 1 名の申し込みがあり、書類審査、面接を行い、適任であると判断し、加藤万佐子さんを 5 月 1 日付で採用したところでございます。

なお、NPO 夕張市体育協会支援 1 名につきましては、随時募集しており、採用に向け準備を進めているところでございます。

次に、（4）通学バスに係る定期券の取り扱いについてご報告いたします。

本年、4 月 19 日改正の行政常任委員会において、平成 29 年度からの通学バスに使える定期券の取り扱いについて、ご説明を申し上げたところでございますが、その際、本田議員より「小学校 1 年生に限り、手数料のみで再発行できないか協議してほしい」旨のご意見をいただき、教育委員会及び財務課と協議の結果、実施することとし、4 月下旬に 1 年生の保護者を対象に文章を送付したところでございます。

手数料は従前同様 520 円を市に納付していただき、1 回に限り、市教育委員会の負担で再発行することといたしましたので、ご報告いたします。

教育課からの報告は以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

通学定期券について、今 1 年生に限り、児童ということでご報告がありましたけれども、1 年生以外はいいのかということと、以前からもありましたようにスクールバスで通っている子たちが、まず、定期券を持つ必要がなくて、紛失する、そういうおそれもないわけですよ。そういうところで、スクールバスの乗車する子どもの保護者にとってだけが、負担が多いという不公平感が、どうしても私は否めないのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

(大山委員長)

熊谷委員に申し上げます。

その件に関しましては、4 月 19 日に委員会で基本的なことは委員会として承認しておりますので、今の質問はちょっとそぐわないのかなというふうに思います。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高間委員)

結婚新生活支援事業のことで、ちょっとお聞きします。

これは自治体にとって、この取り組みのメリットというのはどのようなものがあるのかと、あともう 1 点はこの事業は来年度以降も続けられるのかということで、お聞きします。

(堀主幹)

メリットにつきましては、先ほどご説明したとおり、結婚に踏み出せない方、金銭的、経済的に厳しい方の支援ができればいいのかなというところで。

来年度以降につきましては、実績を鑑みてできればさらにいいのかなというふうに考えております。

(高間委員)

それとあと、事業計画の(1)の中で歳入が 180 万で、歳出が 240 万ということなのですけれども、この歳入というのはどこから入るのか、そして、またこの差額は、夕張市が負担するというところでいいでしょうか。

(堀主幹)

財源の件に関しは、このあと説明があるのですけれども、私のほうで答える範囲で答えたいと思います。



この事業は国の補助金を活用しますから、4分の3が国から補助されます。あとの4分の1は夕張市の財源を活用する予定でございます。

(大山委員長)

いいですか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

ただいまの結婚新生活支援事業の件なのですけれども、補助対象期間がここの1月1日からになっているのですけれども、この間、何件くらいの婚姻届けがあったのかどうなのか、わかれば教えていただきたい。

(主幹)

この制度自体がこれからの財源確保した後の制度なので、そこまでちょっと調べてないというところなのですけれども、経過としましては、こちらにも資料に示しておりますけれども、24件ほどあって、20件がこの対象に手を挙げてくるのかなというようなところで、財源というのを計画しております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

## 【まちづくり企画室】

### 1. 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

(大山委員長)

それでは、次にまちづくり企画室より、報告を受けてまいります。

(主幹)

まちづくり企画室から1点ご報告事項がございます。

夕張市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

本計画は28年3月に行われました定例市議会において全体の計画の変更のご報告をさせていただいたところでございます。

この計画におきましては、この過疎地域自立支援促進に伴う支援メニューを使って、新たな事業を行うと決定した場合は、それを計画に載せるということが定められていることから、別紙をごらんいただきまして、右側の変更後の(11)過疎対策自立促進特別事業という事業で、このたび南清水沢地区に仮設の交通の結節点機能をつけるということが、今年度、行いますけれども、その事業費とこの事業について、新たに計画に載せるということが必要

になったため、今回変更が生じるということでございます。  
説明は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。  
ございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

#### 【建設農林課】

1. 市道路線の変更等について
2. 財産の取得について
3. 専決処分について
4. 第 23 期農業委員会農業委員について

#### 【上下水道課】

1. 上水道配管漏水修理について

(大山委員長)

それでは次に建設農林課及び上下水道課より一括して報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

建設農林課の報告案件につきましては、市道路線の変更について、財産の取得について、専決処分については、私のほうからご説明申し上げます。

農業委員会については、担当課長よりご報告申し上げます。

上下水道課につきましては私のほうからお伝えしていきたいと思っております。

まず初めに 1 番の市道路線の変更についてご報告申し上げます。

資料 1 の 1 ページになりますけれども、清水沢宮前の区画線につきましては、市営住宅再編事業により、必要となることから延長 105.3 メーターを廃道するものであります。

2 ページの社光錦沢線、通称サイクリングロードの起点箇所については、道道の切りかえによって伴う旧市道部への緑化。あそこは砂利がむき出しなものですから、客土を入れて緑化すると。現道の駅前広場の部分にタッチすることによって 43.35 メーターの減になります。

続いて 3 ページの錦沢富野線、これもサイクリングロードでございます。終点の部分、このことにつきましては未整理、今まで、土地が北海道炭鉱汽船という部分の、今後整備が予定されていないことから、終点部の変更を行うものであります。それについては 811.08 メーターの減になります。

以上の 3 路線の変更を今回の議会に提案するものでございます。

次に 2 の財産の取得についてご報告します。

資料 2 になります。除雪ドーザ、13 トン級車輪式 2 台を取得するものでございます。

予算額は 6,000 万でございます。車両につきましては、平成 2 年車、平成 7 年車を更新するものでございます。

昨日、6 月 1 日の入札により、3,516 万 4,800 円の入札結果となりました。

このドーザにつきましては、ロータリー装置装着可能車 1 台、通常の除雪ドーザという内訳になります。

このことにより財産の購入の手続きで、議会に提案するものでございます。

3 の専決処分でございますけれども、資料 3 でございます。

平成 29 年 4 月 4 日火曜日午前 4 時 40 分頃、被害者阿部睦氏が市道南部 1 号線を走行した際、凍上による段差、わだち状により、自家用車の底面が路面と接触し、アンダーカバー等を破損したというものでございます。

本事故に関しすぐ賠償委員会を開催し、賠償額 17 万 2,540 円を決定したことについて示談し、専決処分をしたものでございます。

(建築住宅担当課長)

資料 4、第 23 期農業委員会農業委員についてでございます。

5 月 30 日に農業委員候補者の評価委員会を開きまして、7 名の候補者が出ていたものを審議し決定したものであります。

なお、候補者につきましては市長が任命する農業委員会として議会の承諾をいただくため、第 2 回定例市議会へ議案を提案するものであります。

7 名については 4 の任命予定者ということで、7 名ということでもあります。

今回の農業委員の改革に伴いまして、農業委員会自体が審議決定機関となったことから、実際に動く農地利用最適化推進委員につきましては、去る 6 月 1 日農業委員会の総会で、6 名の候補者について決定されました。7 月の委嘱時にホームページ等に氏名を公表する予定となっております。

以上です。

(上下水道課長)

続きまして上水道配管漏水事故についてご報告申し上げます。

去る 5 月 11 日午後 5 時半ごろに、常盤 2 番地 3 番地の住人より水が出ないという通報があり、原因は常盤 3 番地先営林署踏切通りの配水管が漏水して

水圧低下を起こしたと判断しております。

その当日、機材等の手配がつかないため、翌日の作業となることから、常盤 2 番地 3 番地の 18 世帯に給水袋で水を配布したところでございます。

翌日 12 日午前 9 時から復旧作業を行うとともに、まだ断水区域の部分についても、給水袋による給水を実施しながら、復旧を目指していましたが、午後 3 時ごろ本管とバイパスを結ぶ最終作業中に、本管配水管の破損、水圧による T 字管の部分が抜けたという事故が発生して、大量の水が噴出したためバルブ作業によって緊急断水したところでございます。

この結果、断水区域が常盤、日吉、鹿の谷及び鹿の谷 3 丁目、千代田、若菜、平和地区と広範囲による区域となっております。約 600 世帯に影響が出たということになります。

この広範囲による断水につきましては、総務課、市民課、建設農林課の応援も含め、該当する地域を広報車 3 台により周知したところでございます。

また、緊急に水を有するという世帯には、給水袋により給水を行ったところでございます。

この復旧工事でございますが 3 時間 45 分、5 時 45 分に復旧注水を開始したところでございます。

今回の断水で、家庭において水道水が濁り、管の部分についても、大変ご迷惑をかけたところでございます。

この部分の漏水についての濁り水の処理につきましては、検針日が奇数月となっておりますので、事故翌 13 日の検診が若菜地区常盤地区だとか、そういう濁った地域が含まれることから、7 月検針により減免軽減措置を図ろうというものでございます。

現在、水道料の軽減措置につきましても作業を進めているところでございます。

今回の水道事故を踏まえ、市各課との連携及び関係機関との連絡、市民周知への周知方法、事故後対応につきましても、今後、再度確認し敏速に対応できるように体制を整えてまいります。

今後、このような事故を起こさないように努力してまいります。

以上で報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。この場合初めに建設農林課の報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(君島委員)

専決処分についてちょっとお伺いします。

車がアンダーバー等を破損したという件なのですが、これは除雪が行き届いてなかったもので、こういうことになったという取り方でよろしいのでしょうか。

(上下水道課長)

4月4日に発生しております。雪の状態は雪解けてアスファルト舗装が見えておりましたが、凍上による隆起ということで、通行する部分が凍上して隆起していたということで、アンダーバーとの接触が起きたことが原因です。

この路面管理につきましても、凍上によって予期せない部分なので、道路管理上の責任ということになっております。

この賠償的な部分につきましては、全面的に市ではなくて、やっぱり、比、割合がありまして、前の日も自分が通行していたとか、注意義務ということで、過失割合が発生しております。9対1ということで、市のほうが9ということの賠償金額になります。

(君島委員)

わかりました。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、次に上下水道課の報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

まず、対応ご苦労さまでした。

それで、何点か確認させていただきたいのですけれども、これは断水をしたということで、これが夕張市の水道管の老化というかね、大分古くなっているのではないかなと思うのだけれども、そういうものが要因であったのかと、迅速に対応してくれたということで、市民からの苦情はそうそうないとか聞いてはいますけれども、それらについて、ほかに市民からの問い合わせ等があったのかと、この2点だけ。

(上下水道課長)

事故につきましては、管も昭和50年代に施工されている部分です。

この原因については老朽化というよりも本管の配水管250。それから分岐しているT字管の部分になります。

やっぱりT字管の部分のボルト等の腐食。本管自体になって、腐食によっ

て、水圧によって、そこが抜けたという案件でございます。

この部分について、抜けた部分を加工しながら、応急的に復旧対策ができたので、比較的早い、部品をそのまま使えたということで、対策になっておりますので、本管自体のボルトが腐食したのが原因だという部分では考えられます。

いろいろな問い合わせにつきましては、かなり市民からございました。

水道課で対応できない場合は市民課も含め、電話の総務も含め、全体的にそういう応対措置をさせていただきました。

60 から 70 件の電話対応ということで、報告が上がっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

それでは、この部分についてはわかりました。

今の部分は問い合わせがあったということで、苦情ではないということで理解してよろしいですか。

(上下水道課長)

はい。

(大山委員長)

ほかに。

(君島委員)

今、小林副議長の話ですが、広報車が 3 台で回ったということですよ。私がちょっと住民の方から、広報車が回ったのだけれども、よくわからない、聞こえなかったということが何件かちょっと聞いたものですから、今、3 台で回ったということで、ちょっと安心しましたけど、何かもう少しこういうふうに、みんな家の中に入っているから聞こえなかったのかと思うのですが、もね、その辺ちょっと気になりました。

(大山委員長)

答弁は。

(上下水道課長)

広報の動きとしては、3 台でその地区をぐるぐる回って、広報車で流したということでもいいのですよね。

(君島委員)

はい。結構です、ごめんなさい。

(大山委員長)

答弁は要らないですか。

(君島委員)

答弁はいいです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

原因が腐食ということだったのですけれども、配水管の老朽化ということで、一応耐用年数というのは40年というふうに見ていると思うのですが、昭和50年代ということで、そろそろ夕張もということなのですよね。

それで、去年、私もちょっと聞いたところによると、そのメーンの管は、ある程度いいけれども、各家庭に向けた管がどんなふうになっているのかわかなくて、土の中にことだから、ちょっと見た目ではわからない、掘り起こしてみなければわからないということだったのですよね。それで、そろそろ耐用年数も近いということで、この老朽水道管の更新の計画というのは、考えていらっしゃるのかということで、ちょっとお聞きします。

(上下水道課長)

老朽管の部分についても、かなり新しい部分も古い部分もございます。

今後夕張市において水道管の長寿命化計画も策定しながら今後の老朽化の更新も含めて検討していきたいということで考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

よろしいですか。

それではないようですので、これで建設農林課及び上下水道課を終わります。

## 【市民課】

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
2. 夕張市霊柩自動車の廃止について

(大山委員長)

それでは次に市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課より 2 点ほど報告をさせていただきます。

まず、第 1 点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正につきましては国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、市条例を改正すべきものでございます。

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして、経済動向等を踏まえ、見直しが行われたもので、平成 26 年度から、毎年度拡充されてきているものでございます。

今回の改正内容につきましては被保険者一人当たりに係る均等割額及び世帯にかかわる平等割額の減額の対象となる所得の基準が改正されたものであり、5 割軽減の対象となる所得の基準につきましては、被保険者の数に乗ずる金額を 26 万 5,000 円から 27 万円に拡充し、2 割軽減の対象となる所得の基準につきましても、被保険者の数に乗ずる金額を 48 万円から 49 万円にそれぞれ拡充されたものでございます。

なお、軽減となる対象世帯につきましては全体の 7 割を越えており、今回の開催でさらに数パーセント増加するものと想定しております。

なお、減額後の財源につきましては、保険基盤安定制度等により審議されるものでございます。

次 2 点目、夕張市霊柩自動車の廃止についてご説明申し上げます。

夕張市霊柩自動車につきましては設置条例に基づき市内企業に委託し、その使用料をもって受託者が運航経費を賄ってきているものでございます。

現在の霊柩自動車につきましては平成 4 年度登録で、24 年すでに経過しており、老朽化が極端に著しく、故障などが発生した場合、部品の調達が難しく、今後維持することが困難な状況であること。

また、旧式の車両であることから柩が収納スペースに収まらないケースも生じていることなどから、委託より報告があったものでございます。

利用頻度につきましては、葬斎苑での火葬件数が年 160 件程度なのに対し、月に二、三、四件程度の使用にとどまっており、特にこの 5 月では使用件数が 0 件となり、その分、民間企業の霊柩車が利用されているものと推定されます。

利用料は市内企業の霊柩車は車庫から 1 万円。さらに人を輸送するためジャンボタクシーを利用した場合、片道 4,000 円から 4,500 円程度となり、合計しても 2 万円程度となるものに対し、市の霊柩自動車の使用料につきましては 2 万 1,300 円であることから、市の霊柩自動車を利用した場合と比較しても同等かもしくはそれ以下となるものでございます。



特に近年の傾向として葬儀の形態が変化してきており、小規模家族葬的なものが主流になりつつあることから、市の霊柩自動車に乗らされる場合についても五、六人のケースが最も多い状況となっているということで確認しております。

また、人の輸送につきましてはジャンボタクシー以外でも以前より葬儀の規模に合わせ、マイクロバスや大型バスが、その状況に合わせ活用されている状況でございます。

さらに現在の霊柩自動車と同規模のものを求めた場合、改修費用も含め1,000万を超え高額であることから、利用実態を勘案すれば車両の更新というのは困難な状況にあると言えます。

これらの状況を踏まえまして5月25日に夕張市霊柩自動車運営委員会に諮ったところ、廃止が妥当であるとの答申を受けたところであります。

よって、市の霊柩自動車の車検の期間満了に合わせ、本年7月末日をもって廃止し、条例を整理しようとするものでございます。

市の霊柩自動車の申し込みのほとんどが、葬儀会社からのものであることから、市内各社を訪問し意見を伺いながら取り進めてきているところであり、今後、市の広報やホームページ等を通じて周知するものでございます。

また、他の自治体の状況についてでございますが、全道的な情報はあったのですが、その情報等が核としたものはなく、本市で独自で、確認してものはありますが、管内の自治体では本市以外で運行しているのは、南富良野町のみということで、町内に葬儀会社がないため運行しているという、そういう状況でございました。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで、市民課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

2. 専決処分について
3. 「高校生夕張キャンプ 2017」について

(大山委員長)

それでは次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは 3 件、ご報告がございます。

1 件目は主幹より、2 件目、3 件目は私よりご報告を申し上げます。

(主幹)

それでは 1 件目、夕張市職員の育児休業等に関する条例の改正ということで、ご説明いたします。

こちらのほうは国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同じく地方公務員である私たち本市のほうの条例についても改正するものであります。

改正の大きなポイントとしては 2 点でございます。育児休業等の対象となる子どもの範囲の見直しによる改正。

こちらは育児休業の対象となる子どもの範囲に、これまで含まれていなかった特別養子縁組の監護期間中の子ども及び養子縁組里親に委託されている子ども等を含むということも改正を予定しております。

続きまして 2 点目、こちらのほうは育児休業の承認をすることができる特別の事情の改正ということで、こちらのほうは、いわゆる待機児童の対策として、職員に待機児童である子どもがいる場合、育児休業の対象としますよと。

本来であれば、延長のほうは、その子に対しては 1 回のみっていう形になっておったのですけれども、そちらのほうの回数の制限の撤廃と今まで運用で行っていたものに対して明文化したということになっております。

以上です。

(総務課長)

2 件目の専決処分について、私のほうからご報告申し上げます。

本年 4 月 8 日土曜日、職員が運転する車両が敷地内において、バックする際に敷地内に駐車中の車両に誤って接触する事故が発生したものでございます。

当事故の過失は完全に職員側にあるということでございまして、直ちに地方自治法第 180 条第 1 項の規定によりまして、市長において事故の専決処分を行ったところでございます。

事故発生日時は先ほど申し上げたとおり、午前 9 時 20 分ころ。

事故発生場所は夕張市鹿の谷東丘町 25 番地 10。

事故の当事者でございますが、事故の加害者は市職員でございます。

事故の被害者は東丘町 25 番地 10、鈴木直道さん。

損害賠償額は記載のとおり 21 万 5,077 円でございます。

本件の事故は委員各位、ご記憶されている方も多いと思いますが、2 回目の事故でございますが、当該職員には厳重注意をし、今後の運転に十分気をつけるよう対処したものでございます。

続いて 3 件目、「高校生夕張キャンプ 2017」でございます。

この事業はご承知のとおり東京都と夕張市が自治体関連携モデルの中で実施している事業でございますが、本年が最後ということになります。

本年の高校生夕張キャンプは資料に記載のとおりⅠ期とⅡ期と分けまして、Ⅰ期については7月の24日月曜日から27日の木曜日まで、Ⅱ期については8月7日月曜日から10日木曜日までということで、それぞれの農産物の流通体験と現地交流活動、そして、男子のみですがバスケットボール大会ということになってございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

高校生の夕張キャンプについて伺います。

Ⅰのところの内容で夕張高校生と都立高校生に交流活動というふうになっているのですが、これは夕張高校の生徒はどの程度の人数が参加されるのか、そこら辺はどうですか。

(理事)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

まだ内容については現在検討中のところはあるのですが、今想定しているのは、初日に開会セレモニーというのを行いまして、そのときにプレゼンテーションを都立高校生は行います。

それを行った後に夕張高校の生徒と交流というかディスカッションというのを予定しておりますが、それがちょっと全校生徒になるのか、あるいは学年区切った形でやるのかというのは、今これから検討するところでございます。

以上です。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

よろしいですか。  
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで総務課を終わります。

### 【財務課】

1. 財政再生計画 6 月変更について
2. 6 月補正予算について
3. 平成 28 年度全会計決算見込みについて

(大山委員長)

それでは次に財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

おはようございます。

財務課からは報告事項 3 点、申し上げます。

まず、報告事項の 1 点目、財政再生計画の 6 月変更についてございますが、資料 1 をお開きください。

財政再生計画 6 月変更についてでございますが、現時点において、国及び道と調整を図っており、内容に変更を生じる場合があることをあらかじめお話いたします。

基本的な考え方でございますが、今回の財政再生計画の変更は、平成 29 年度第 1 次変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入歳出の増減額は 100 万円単位で、1,300 万の増となります。

変更に伴い必要となる財源については、国庫支出金や地方債等の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金より対応するため、再生計画期間の変更はございません。

まず、歳出でございますが、歳出総額は 1,320 万円になっております。

事業ごとの説明をしてまいります。

1 番目と 2 番目、こちらは一括で説明いたします。

特定団体のへの指定寄附があったことから、1 幸福の黄色いハンカチ基金積立で、その寄附金をハンカチ基金に積立、2 幸福の黄色いハンカチ基金助成

へ、基金間の助成を行うものでございます。

3 総合行政システム改修。国民年金法に基づく届出書きの電子媒体化及び様式統一化等について、平成 30 年 3 月までに実施するよう厚生労働省より通知があったことから、これに合わせたシステムの改修を行うための経費を追加するものでございます。

4 障害者福祉システム改修。平成 29 年度の障害者福祉サービス等の報酬改定に伴うシステムの改修を行うための経費を追加するものでございます。

5 交通問題対策。持続可能で効率的な交通体系に移行する準備として、中高生を対象としたスクールバス乗車予約システムの導入実験を本年 10 月より実施すべく当初予算に計上していたものでございますが、夏休み期間中の部活動の利用状況を調査することとしたことで、導入実験を 2 か月間前倒しすることとなったため、所要の経費を追加するものでございます。

6 結婚新生活支援事業。先に教育課からの報告で制度説明をしたことと思えますが、経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を開始するための住宅賃貸借費用及び引っ越し費用を支援する経費を追加するものでございます。

7 市立診療所ボイラー給水加熱器修繕。市立診療所に 3 台設置しているボイラーのうち 1 台のボイラー給水加熱器が故障したことから、当該機材の取り換え工事に要する経費を追加するものでございます。

8 水田遊休地の有効利用対策事業。夕張メロンのリスクを回避すべく輪作地を確保するため、緑肥作物栽培により水田遊休地の地力増進を図ることで畑作適地に誘導する経費を追加するものでございます。

9 要支援児童生徒輸送用車両購入。要支援の児童生徒の通学に際し、昨年度まで委託をしていたタクシー事業者が、この春よりスクールバス運行を行うこととなったため、タクシー事業者以外の事業者に委託をすることとなりました。

当該事業社が児童生徒を輸送するのに用いる車両を購入するための所要経費を追加するものでございます。

次に歳入であります。資料記載のとおり歳出予算の計画変更に伴い、国道支出金、寄附金、繰入金、地方債収入の変更を行うものでございます。

資料 1 の 2 に関しましては、29 年度第 2 次変更における性質別の変更額を示しております。ご参照ください。

次に報告事項 2 点目、平成 29 年度 6 月補正予算について資料の 2 をお開きください。

資料 2 のまず 1 ページ目、債務負担行為の補正につきましては記載のとおり、ふるさと納税特産品購入費及び送料について、補正を行うものでござい

ます。

2 ページ目、地方債の補正につきましては資料のとおり通学自動車購入に関する地方債の補正を行うものでございます。

3 ページ目、一般会計補正予算の款別明細であります。総額 1,320 万円で、財源内訳は国庫支出金が 506 万 8,000 円、地方債が 300 万円、その他は寄附金、繰入金がそれぞれ 90 万円で計 180 万円。一般財源の 333 万 2,000 円につきましては財政調整基金繰入金で措置するものでございます。

一般会計の事業経費、4 ページ以降でございますが、資料 1 の計画変更の同様の内容となっておりますことから、説明については割愛させていただきます。

なお、事業経費に対する財源につきましては資料のとおりでございますので、参照願います。

ページ飛びまして 6 ページ目、国民健康保険事業会計の補正でございます。

こちらは前期高齢者納付金を算出する基準単価が増額会計となったため、当初予算からの不足見込み分を補正するものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては 7 ページをお開きください。

こちらは平成 27 年度に実施した介護サービス提供基盤等整備事業に関わりまして、補助対象事業者の消費税仕入れ控除分の返納金を補助元である北海道に返還する経費を補正するものでございます。

以上で、6 月補正につきましてはの報告を終わります。

報告事項 3 点目、平成 28 年度決算見込み額についてでございます。

5 月 31 日をもって、平成 28 年度の全会計を閉じております。

一般会計及び各特別会計の歳入歳出及び実質収支見込み額は資料 3 の表のとおりとなっておりますので、ごらんください。

決算につきましては会計ごとの決算書及び事項別明細書等の附属書類を例年どおり 9 月開催予定の第 3 回定例市議会にてお示しし認定に付す考えでございます。

ここで一般会計の趣旨についてのみ述べさせていただきますと、翌年度繰り越し代金を除いた実質収支額は 9 億円余りの黒字となる見通しでございます。

詳細な分析は決済統計作業を経てからになりますが、現段階で考えられる主な黒字額の要因といたしましては、27 年度の国政調査の結果に鑑みて、28 年度当初予算の地方交付税をかなりかたく見積もったところ、予想額と比較しまして、5 億 6,700 万円上振れしたことです。そして、観光施設の売却益、こちらが 2 億 3,600 万円となったことが上げられます。

2 月 22 日の行政常任委員会において財源再生計画の抜本的な見直しの概要

について説明させていただきましたが、その際、収支均衡のための夕張市の自助努力の報告の一つとして、各種基金の取り崩しを挙げております。

この決済剰余金につきましては平成 29 年度の会計を繰り越した上で、年度中に財政調整基金に積み立てを行い、抜本的に見直した財政再生計画推進のため、また今後新たに生じる諸課題への対応のため、計画的な取り崩しを行う考えでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。  
ございませんか。

(小林委員)

会計の決算見込みについて。

これは介護保険事業会計なので、担当課のほうにちょっと確認をさせていただきたいと思うのですけれどもよろしいでしょうか。

私どもも以前からも報告を受けてまいりましたけれども、今回出された不足金額が大分生じているのですけれども、その中で今回、黒字の部分で、こう出されましたので、これらがあくまでも見込み額ということで出されていますけれども、この時期ですので、これらについてはこの数字から、そうそう動かないという部分で理解してよろしいか発言をお願いします。

(保険福祉課長)

ただいまの小林委員のご質問にお答えいたします。

今回決済見込み額を算出したところでございますが、決算見込みといえども、出納閉鎖後に得られたデータをお示ししているもので、決済の中が変わることは、非常に可能性が低いものと考えられます。

以上です。

(小林委員)

これらについては後にまた決算委員会等でありますので、それらの要因等につきまして、また今後のことについても質問させていただくこととなりますのでその辺をよろしくお願いいたします。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷議長)

お疲れさまでございます。

それでは資料 1、財政再生計画の変更と補正のほうと両方かかわってまいりますが、新たに取り組みされる事業ということもございますので、確認をさせていただきたいのですが、計画変更でいきますと 5 番目、交通問題対策ということで、いわゆる当初予算に計上した額に事業を前倒しするということが今回所要の経費追加ということになってございますが、それで、補正の単票のほうを拝見いたしますと、当初予算に載っている部分だと思っておりますが、交通問題対策については委託料ということにはなっています。

それで、事業の概要については説明いただいたところなのですが、この委託先の選定というのはいくつかから行うのか、あるいはどういう方法で行うのかということなのですかけれども、

(大山委員長)

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

(大山委員長)

会議を再開いたします。

(財務課長)

済みません、担当課長が本日お休みなものですから、予算の査定をした範囲以内での答弁ということで、お許してください。

こちらの仮交通結節点、いわゆる乗車予約システムの部分でございますが、拠点複合施設を平成 31 年度から共有するにあたり、交通結節点もそこに置くことになっております。

しかしながら、施設をオープンさせたときに、いきなり、その拠点の機能を見直せるのではなく、事前に期間を置いて、まず子どもたちのスクールバスの予約について試験を行いながら、効率的な、いわゆる空のスクールバスを発車させることがないようにいかにか構築していくかということにつきましての試験を行うというふうに聞いております。

具体的には南清水沢の一角に、プレハブ上の仮の場所、工事建設を設けた上で、子どもたちがそこに一旦停留した上で、スクールバスの予約についてタブレット等を持ちながら行っているものでございますが、その導入委託料、あとは予算でいくと交通ハブの管理委託料。委託の設定の方法につきましては、具体的にはちゃんと聞いておりませんというのが正直なところでございます。

事業の内容についてのみ述べさせていただきました。



以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(厚谷議長)

今、説明していただいた関係で、夏休み前倒しということだと、今6月に入ったばかりとはいえ、来月の月末には夏休みに入ることですので、そういう意味からすると委託先の選定ですとか、そういった手続きも進められていると思うのですが、そのあたりは理事のところは、どのように現在の状況把握をされておりますか。

(理事)

議長のご質問にお答えいたします。

委託先の選定ですとか、具体的なところは、済みません、ちょっとまだ承知をしていなくて、確認をして上で、お答えさせていただきたいというふうに思います。

(厚谷議長)

それでは、今日ということにはならないと思いますので、私が知りたかったのは、いわゆる新たな交通問題の対策として、交通ハブ機能の中で委託しなければならぬことが発生します。それをイメージとして、どういう方が担っていただく、その方々をどうやって選定するのかというところをお聞きしたかったので、ご確認の後、お願いしたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

(厚谷議長)

それともう1点、計画変更のほうでございますが、今回、1番と2番、幸福の黄色いハンカチ基金の助成ということなのですが、特定団体指定寄附ということで、今回はどちらの団体のほうに。

(財務課長)

特定団体につきましては、夏まつり実行委員会、それからてらっこ屋、そして清水沢プロジェクト。それぞれ3団体を30万円ずつということになっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(厚谷議長)

はい。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟